

新潟市特別職報酬等審議会 議事録

日時 : 平成27年10月27日(火) 午前10時開始 本館6階第4委員会室
出席者 : 委員8名 古川会長, 岩橋委員, 上村委員, 小室委員, 柴田委員, 前川委員,
牧野委員, 宮澤茂委員
事務局6名 高井総務部長, 高橋職員課長, 平出財務課資金室長,
山崎職員課長補佐, 井越給与係長, 佐藤給与係主査

- 1 開 会
- ① 市長あいさつ
- 2 諮 問
- 3 議 事 市長・副市長, 議員の報酬等について
- ① 資料説明
- ② 質疑
- ③ その他
- 4 閉 会

(職員課長補佐)

定刻になりましたので, ただいまより「平成27年度第1回特別職報酬等審議会」を開催いたします。司会を務めさせていただきます職員課課長補佐の山崎と申します。よろしくお願ひします。本日の審議会は, 委員総数10名のうち8名のご出席でございますので, 過半数を超えております。よって, 審議会の成立要件を満たしておりますので, ご報告申しあげます。本日の会議の進め方ですが, お手元の次第に従って進めてまいりたいと思ひます。なお本日, 新潟日報社様から録音・撮影等の希望がありましたので, ご了承ください。では初めに篠田市長よりご挨拶を申し上げます。

(篠田市長)

皆さん, おはようございます。本日はお忙しいところをお集まりいただき, ありがとうございます。また, 皆様方におかれては, 日頃から市政に様々な面でご理解ご協力を賜っているということについて, 感謝申し上げます。また, 昨年度の審議会において, 皆様から貴重な意見を頂戴いたしました。これについても感謝申し上げます。

昨年度頂戴した皆様の意見を踏まえまして, 期末手当を審議対象にするというかたちで改めさせていただきました。これに伴い, 諮問要件を, 人事委員会勧告のあった時とする条例改正も行いました。

人事委員会から, 一般職の給料表の改定, 期末手当の支給月数の増, こういった内容の勧告がなされましたので, 本日皆様からお集まりいただいております。このたびも様々な観点から, 忌憚のないご意見を頂戴できればと考えております。よろしくお願ひ申し上げます。ありがとうございました。

(職員課長補佐)

次に、諮問をお願いします。

【市長から、諮問書の読み上げと会長へ諮問書交付】

(職員課長補佐)

それでは、篠田市長につきましては、この後、他の公務が控えておりますので、誠に恐れ入りますが、ここで退出させていただきます。

【篠田市長退出】

(職員課長補佐)

議事に入ります前に、本日の審議会出席委員のお名前を読み上げさせていただきます。

委員の出席者です。古川兵衛会長、岩橋茂夫委員、上村都委員、小室千代子委員、柴田光榮委員、前川幸子委員、宮澤茂委員。

なお、石本伸二委員、宮沢啓嗣委員は、都合によりご欠席でございます。

続きまして、事務局の出席者です。高井総務部長、高橋職員課長、平出財務課資金室長、井越給与係長、佐藤給与係主査。

出席者は以上でございます。それでは、議事に入りたいと思います。ここからは古川会長より進行をお願いします。

(古川会長)

それでは、皆様にご協力をいただき、円滑な会議を行いたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします

まずは、事務局より本市特別職や他都市特別職の報酬等の状況についてご説明いただき、あわせて審議の参考となるような財政状況など、市の諸事情についてのご説明をお願いいたします。

(総務部長)

総務部長の高井と申します。私から説明させていただきます。

では、資料3の1ページ「新潟市特別職報酬等審議会について」をご覧ください。

はじめに、概要です。

設置の目的は、本審議会は、市長の諮問に応じて特別職の報酬等の審議を行うために設置されています。

審議に際しましては、一般職の給与改定状況、他都市の特別職の報酬等の額、社会経済情勢などを総合的に勘案しながら、第三者的な立場から本市特別職の報酬等の金額及び適用年月日の検討を行っていただいております。

委員構成ですが、資料にありますとおり様々な職種の方にお集まりいただき、10名以内で構成いたしております。

次に、審議会の開催と諮問・意見聴取事項です。

①から③に記載の報酬等の額を改正するため、関係条例の改正案を議会に提案する場合に開催しております。また、市人事委員会が給与に関する勧告をしたときは、市長の諮問により、「議会の議員報酬の額及び期末手当の額」「市長及び副市長の俸給の額及び期末手当の額」についてご審議をいただきます。

なお、諮問事項ではありませんが、教育長や行政委員などの俸給・報酬額についても、必要に応じて審議会よりご意見を伺うことができることとなっています。

次に、2ページの審議会運営の見直しについてです。

見直しの背景として、平成26年の人事委員会勧告による一般職の期末勤勉手当増額を踏まえ、議員や特別職の期末手当改定を実施しました。

この改定に際し、議会からは「改定は審議会の議論を経てからでも遅くない」との意見を頂戴しましたし、本年1月開催の当審議会でも「期末手当を報酬外とみることには無理があるのではないか」という意見も頂戴しました。

特別職の報酬等についてより透明性を高めるため、特別職報酬等審議会条例を改正しました。見直し内容は、審議対象項目に新たに「期末手当」を追加しました。また、市長が諮問する際の要件を「一般職の俸給表改定実施」から「市人事委員会の給与勧告実施」に変更しました。これにより、11月臨時会あるいは12月定例会の前に議員及び特別職の期末手当について審議が可能となります。

人事委員会勧告が例年10月上旬に行われることから、審議会の開催も10月開催となります。委員の任期は10月末日に終了することから、審議途中に任期が切れることが想定されます。このため、委員の任期を8月1日から翌々年の7月末までの2年間の期間となるよう変更します。この変更のため、今お集まりの皆様のご任期については、来年7月末日まで特例で延長させていただいております。

次に、審議会の基本的な流れです。

10月9日に人事委員会から市長及び市議会議長に対し勧告がなされましたので、本日、審議会を開催し、市長から審議会へ諮問を行いました。これを踏まえ、本日と、11月5日及び11月10日に予定の審議会において、議員及び特別職の報酬等の額をどうすべきかご審議をいただき、答申に向けたご意見の集約を行っていただきます。その結果を踏まえて、11月10日の審議会後、会長から市長に答申書を提出していただきます。

なお、答申の結果を受けて報酬等の額を改定することになりましたら、市議会へ条例改正案を提出することとなります。

次に、3ページの特別職の給与改定において考慮すべき諸事情と現状・経過についてです。昭和36年2月11日付け当時の自治省事務次官通知において「特別職の給与改定を行う場合には、次の諸事情などを総合的に考慮し、適正な改定を行うこと」とされています。国通知における項目は、1点目は国家公務員の特別職の職員の給与改定、2点目は各地方公共団体における特別職の職員に関するここ数年来の給与改定の経緯、3点目は各地方公共団体の一般職の職員の給与改定の取扱い、4点目は他の地方公共団体との均衡です。それぞれの項目に対応する現状経過等は、右の表の記載のとおりです。

4ページからは参考として、市の人事委員会による報告・勧告を記載しています。皆様には、事前に人事委員会勧告の情報を提供させていただいておりますので、説明については、省略させていただきます。

6 ページ以降については、職員課長から説明いたします。
私からの説明は以上です。

(職員課長)

それでは、引き続き資料3の説明をさせていただきます。職員課長の高橋と申します。
よろしくお願いいたします。

資料の6 ページをご覧くださいと思います。特別職の報酬等の状況でございます。

はじめに、特別職の報酬等の現行額でございます。市長、副市長、議長、副議長、議員それぞれの現行の報酬等の月額、期末手当を含めた年収見込みでございます。欄外の数値につきましては、昨年度の期末手当、2.95月を3.10月に増額した分でございます。

次に、7 ページでございます。平成8年からの報酬等の改定状況と、人事委員会勧告の勧告内容を一覧表にしたものでございます。平成18年以前は、本市には人事委員会が設置されていませんでしたので、国の人事院勧告の内容となっております。特別職の報酬等の改定は、必ずしも一般職の改定と連動するかたちで行ってきていないということが見て取れるかと思えます。また、政令市に移行しました平成19年からは、据え置きという状況でございます。

一番下の表ですが、参考に本市の人事委員会が調査しました民間の平均給与と職員の平均給与の状況をまとめてみました。前年との差額の欄をご覧くださいと思います。民間の平均給与月額は、これまで前年度と比較しまして下がる傾向でした。今年度は、前年度を1,776円上回る状況となっております。一方、本市の職員の平均給与月額は、前年度より上がりましたが、民間給与よりは低かったということで、今回人事委員会勧告の中で引き上げ改定という形になっております。

次に、8 ページでございます。国家公務員指定職俸給表でございます。表の右にあります、適用官職につきますと、国の場合は、一般俸給表からこの指定職俸給表に移行します。そうしますと、定額支給ということになりますし、扶養手当や住居手当といった手当の支給もなされないということになります。民間で言いますと、取締役などの役職者に相当する職と位置づけられております。平成27年度の公民比較による改定につきましては、1,000円ではあります。人事院勧告の中で引き上げ勧告がなされております。

次に、9 ページでございます。他都市の報酬等の状況でございます。各都市の人口、財政規模、並びに報酬等や、その適用年月日を表としてまとめさせていただいています。はじめに、①の政令指定都市でございます。表の下ほど、19市単純平均の行をご覧くださいと思います。見ますと、市長が約129万2,000円、副市長が約102万円、議長が99万9,000円、副議長が約89万8,000円、議員が約82万円、政務調査費が約34万3,000円となっております。市長副市長につきましては、千葉市と熊本市がこのたび引き上げとなっております。従いまして、平均額は前年度と比較して上がっているという状況です。議長、副議長、議員については、大阪市で引き下げ、熊本市は逆に引き上げという改定を行いましたので、平均額は微減となっております。その下の、新潟市の項目に記載の額と比較しますと、本市がいずれも下回っているという状況でございます。また、金額の右の網掛けの数字につきましては、額の高い順から、政令指定都市20市中の本市の順位を示しております。市長副市長につきましては、熊本市が平成27

年4月1日から引き上げたことによりまして、前年度と比較して順位が一つずつ下がっております。議長副議長の報酬につきましては、20位ということで変化はございません。

その下の項目、対市長比につきましては、市長の俸給額を100とした場合の各職の割合を示しております。他都市の単純平均や、新潟県と比較してみますと、議長など議員の割合が低くなっております。

その下の項目、対議長比は、議長の報酬を100とした場合の副議長、議員の割合を示したものです。他都市の単純平均や、新潟県と比較した場合、大きな差はないと思われま

す。
次の10ページでございます。②の部分ですが、政令指定都市のうち人口、財政規模が本市と類似している8市についてまとめたものでございます。表の下ほど、7市単純平均の行をご覧いただければ、市長、副市長、議長、副議長、議員、それに政務調査費が、それぞれ記載の数字となっております。その下の本市の額と比較しますと、これは全て下回っております。先ほども申しあげましたが、千葉市と熊本市が引き上げたことによりまして、市長副市長の平均額が上がりまして、順位も一つずつ下がっております。

次に11ページをご覧ください。今回、期末手当が審議項目となったことによりまして、新たに作成した資料でございます。支給月数が異なっていることが見て取れますが、3.10月というのは、国の特別職の支給月数と同じでございます。2.95月というのは、3.10月に改定する前の月数ということでございます。4.10月というのは、私ども一般職の期末勤勉手当の合計月数と同じ月数ということになります。

その隣の列です。加算率についてですが、20%と記載されている部分については、私ども一般職の期末勤勉におきます役職加算率、その最大の20%というところでございます。45%と記載のある部分がございますが、こちらについては、先ほど申しあげました役職加算率20%に加えまして、管理または監督の地位にある職員に対する管理職加算率25%を加えた率でございます。管理職加算につきましては、国、都道府県及び政令市に認められている加算という形で、国から指導を受けているところです。本市におきましては、政令市移行時にこの制度の導入は見送っております。適用年月日につきましては、本市も含めて、平成26年12月1日からとする政令市が多数でございます。一般職の改定に合わせまして改定しているところが多いというのが要因かと思われま

す。
金額については、計算の基礎となる俸給額の違いに加えまして、先ほど述べました支給月数、加算率の違い、地域手当を期末手当の算定基礎にしているかどうかということにより異なってきます。本市は、報酬等が他都市と比べて下位の方ですし、支給月数も国の特別職に合わせた3.10月、加算率についても20%、地域手当についても支給をしていないという状況でございますので、本市の期末手当は全ての職で最下位という状況でございます。

12ページは、類似都市8市の状況でございます。

13ページが、議員の期末手当でございます。市長副市長と同様に、期末手当額20位ということでございます。

14ページにつきましては、議長、副議長、議員の他都市との比較でございます。

15ページでございます。年収で比較した表でございます。これは、俸給および議員報酬に、期末手当と地域手当を加えた年収で比較させていただきました。今年度から、本市

が地域手当の支給地域となったため、地域手当の額を加えた年収比較となっております。地域手当を特別職に支給している市と支給していない市があること、支給率が異なっていること、期末手当の算定において支給月数や加算率が異なることから、年収は大きく違っております。市長の俸給額では、18位であったものが、年収では20位。副市長は、17位だったものが20位となっております。

16ページは、市長副市長についての類似都市との比較ということでございます。

17ページからは、議長副議長および議員の年収比較でございます。いずれも20位となっております。

18ページは、議長副議長および議員の類似都市との比較でございます。

次に、19ページでございます。議員一人あたりが抱える市民数、市民一人あたりの議員報酬の負担額の表でございます。議員一人あたりの市民数は、現職議員数と人口の関係でございます。多い順で順位付けをしますと、本市の場合は16位という順位になります。その隣の表ですが、全議員の報酬年総額を市民一人あたりで割った場合の数字を一番右に記載させていただいております。一人あたりの議員報酬額を多い順から見ますと、本市の場合は12位という順位になります。

次に、20ページでございます。新潟県特別職との比較の表でございます。新潟県においては、今月13日に答申がございました。知事については5,000円の引き上げ、その他の職についても、3,000円から4,000円の引き上げという内容になっております。昨年度、一律1,000円の引き上げを実施しておりますので、仮に答申通り改定した場合、昨年度から見ますと、知事と市長の差は6,000円拡大することになります。

次は21ページでございます。平成27年度の政令指定都市、そして新潟県の審議会開催を示したものでございます。政令指定都市の状況は、新潟市を除く19市中、審議会を開催したのは1市、開催しないと回答があったのは8市、開催予定あるいは開催中が5市、未定が5市という状況でございます。本市の審議会開催が、今回前倒しで実施させていただいておりますので、現状では、答申した市は千葉市1市でございます。表の下のほうにその答申内容を記載しております。引き上げ答申となった千葉市においては、地域手当相当分を俸給月額に組み入れたための引き上げ答申でございます。支給される額については、実質的には変更がないという内容でございます。

22ページから25ページ、財政状況の資料でございますが、この後に別の資料で財務課職員から説明いたしますので、省略させていただきます。

26ページでございます。新潟市の消費者物価指数状況でございます。地域の経済環境の参考としてお示しさせていただいております。平成22年の平均値を100とした指標でございます。一番左の列の、新潟市総合を見ますと、平成26年4月からの消費税率引き上げの影響から、3ポイント前後上回る数値で推移しております。右の方に行きまして、光熱水道の数値につきましては、かなり高い率で推移していましたが、平成27年6月以降、徐々に下がっているという状況です。右から3列目、食料および電気ガス灯油ガソリンのエネルギーを除く総合では、今年度に入って100を少し上回る状況でして、若干ながら微増の状況となっております。

27ページをご覧ください。市長等の勤務実績及び報酬についてです。①市長副市長の勤務実績の集計方法でございますが、こちらについては表の右に記載のとおりでございます。

す。そして、表の右下のほうに、参考までに一般職の要勤務日数、これが244日となっております。ここから、年次有給休暇を取得することから、その日数を控除した日数が勤務日数ということになります。本市におきましては、平均で約11日となっておりますので、実際の勤務日数は233日となります。それと比較しまして、市長は307日、三人体制の副市長については、それぞれ246日、244日となっております。②の議長副議長については、公務時間数に関わらず、公務に従事した日で集計させていただいております。それぞれ、平成26年度の勤務日数は、議長が235日、副議長が140日となっております。議長については、副市長とほぼ同じ日数だという印象を持っております。

次に、28ページでございます。議員の活動内容でございます。1番は、議会活動です。

(1) 地方自治法に規定されている会議で、平成26年度の実績でございます。本会議につきましては、定例会と臨時会の回数と、開催日数の数値でございます。次の常任委員会及び特別委員会の開催の数値は、それぞれ設置された委員会数となっております。延べ日数については、それぞれ委員会の開催回数の合計となっております。延べ日数の右に、※1、※2と記載されておりますが、それぞれの内訳の表を右側にまとめさせていただいております。延べ日数となっておりますので、議員一人の出席日数というところについてはちょっと見づらい表となっております。出席日数の試算をさせていただくと。常任委員会の延べ開催日数が103日と、協議会の23日、あわせると、126日となりますので、4委員会で割ったものが一人あたりの日数になります。ここでは、平均約31.5日となります。4特別委員会は21日ですので、これも委員会数で割りますと、平均で約5.3日。総合計画、決算特別委員会は分科会がありますので、分科会の日数をそれぞれ分科会の数で割りますと、それぞれ14日と10日になります。これを合計しますと、89.8日となります。本会議の日数29日を加えますと、約118.8日となります。これが、議員一人あたりの出席日数になるかと思えます。その他に、議会運営委員会に出席する場合がございますので、さらにこの日数が加わるという状況です。(2)につきましては、その他の議会活動の内容を記載させていただいております。2番目は議員の個人活動として、その例示として記載させていただいております。

次に、本日机上のほうに配布されました資料をご覧ください。議会改革の主な取り組み状況でございます。この資料につきましては、議会のホームページに掲載がされています。内容について、簡単に紹介させていただきます。

1ページが一番上の項目でございます。平成23年3月に、議会基本条例を制定しております。この条例の目的には、議会に関する基本となる事項を定めまして、議会の役割と責務を果たし、市民に開かれた議会の実現を図ることにより、市民福祉の向上及び市政の発展に寄与する、ということでございます。この条例に基づきまして、次の項目の正副議長に係る所信表明会の開催。また、その下の項目、議会改革の検討のため議会改革推進会議を設置。一番下の項目に、一般質問に一問一答などの導入。そして、会議出席に伴う費用弁償の廃止。2ページに移りまして、2つ目の項目、議会報告会の開催という形になっています。さらに3ページに移りまして、一番下の項目。議員定数を56人から51人に削減ということになっております。今年度実施されております、市議会議員選挙後から、議員数は51名になっております。次に、4ページ目でございます。一番上の項目で、決算特別委員会の実施方法の変更ということですが、24年度の審議までは、議員定数の2分

の1が参加しておりましたが、これ以降は全議員の参加ということになり、分科会も2つから4つに増やしています。最後の項目でございます。委員長報告の意見要望に対する、執行部の対応について回答を求めるといような改革もされております。

時間の都合で紹介できなかった項目もありますが、それについては後ほどご覧いただければと思います。

私からの説明については、以上でございます。この後、財務課の平出資金室長からご説明申し上げます。

(財務課資金室長)

それでは、私から新潟市の財政状況について、お手元のカラーの資料で説明したいと思います。こちらは、先日開催しました、投資家向けの説明会で使用した資料でございます。

最初に、2ページをお開きください。平成27年度当初予算の状況です。平成27年度当初予算は、全会計合計で7,081億円となっております。一般会計、特別会計、企業会計の会計別内訳は記載のとおりです。このうち、一般会計当初予算は、3,645億円で、棒グラフにありますように、20政令市の中では規模としては15番目となっております。

続きまして、3ページをお開きください。平成26年度普通会計の決算状況です。上段のグラフは歳入の内訳、下段のグラフが歳出の内訳です。それぞれ、上が平成26年度、下が平成25年度のものとなっております。歳入につきましては、平成26年度が3,749億円、前年度比40億円、1.1%の増となりました。市税は、1,210億円、前年度に比べて20億円、1.7%の増となり、6年ぶりに1,200億円台を回復しました。これは、製造業などの収益増加による法人市民税の増加や、固定資産税における新增築家屋の増加などによるものです。市債は653億円で、歳入全体の17.4%を占めております。前年度と比べ36億円減少した理由ですが、25年度に国から交付されました地域の元気臨時交付金を基金に積み立て、そちらを活用したことや、アイスアリーナなどの大規模施設整備が平成25年度に完了したことなどによるものです。

次に、下の歳出につきまして、平成26年度は3,721億円、前年度比66億円、1.8%の増となりました。これは、給与改定による給与引き上げや、平成25年度に実施した国の要請による給与削減が終了したことにより人件費が増加したことや、低所得者・子育て世帯向けの臨時給付金給付事業などにより扶助費が増加したことなどによるものです。

4ページです。義務的経費の構成割合です。人件費、扶助費、公債費の3つからなる義務的経費が歳出総額に占める割合について、他の政令市と比較したものです。新潟市は43.7%と、政令市の中では低いところに位置しています。人件費比率は、合併後一時的に上昇しましたが、その後人員削減効果などにより改善傾向となっております。

続いて5ページをご覧ください。財政力指数と経常収支比率です。左のグラフが財政力指数です。新潟市は0.733と、政令市平均0.853を下回りますが、昨年度の0.721より良化しております。なお、大合併前の平成15年度の財政力指数は0.744。平成16年度の大合併で一時的に0.670まで低下しましたが、その後回復してきております。右のグラフが経常収支比率です。新潟市は94.6%、前年度比で2.4ポイント悪化したものの、政令市平均より1.2ポイント良好であり、政令市中で7番目に低い

位置にあります。

次に6ページをご覧ください。健全化判断比率です。左のグラフが実質公債費比率で、こちらが11.0%。右のグラフ、将来負担比率が135.1%と、どちらも早期健全化の基準を下回っています。カッコ書きにもありますが、早期健全化の基準は、実質公債費比率が25%、将来負担比率が400%ということになっております。なお、実質赤字比率、連結実質赤字比率はともに黒字となっております。

次に7ページです。平成26年度末の、全会計の市債残高です。左の表は、会計別の市債残高になります。26年度末の全会計合計の残高は、9,617億円で前年度に比べ約273億円の増加となっています。会計別に見ますと、一般会計が307億円の増加です。主な要因としましては、合併特例債が前年度に比べ59億円増、臨時財政対策債が180億円増加などです。特別会計は、卸売市場事業など、施設整備が完了しており、残高は減少しています。また、企業会計では、病院事業会計が、放射線治療施設整備などで5億円増となったものの、水道事業は主要施設の整備が完了していること、下水道事業は建設費の縮減を図っていることなどから、今後残高が大きく増えることはない見込みであり、全体としては減少していく傾向です。

次に右のグラフ、経常一般財源に対する、全会計市債残高倍率です。全会計の市債残高について、全会計の歳入総額から国県支出金や市債などを除いた、いわゆる経常一般財源に対する倍率を、他の政令市と比較したものです。新潟市は5.56倍と、前年度の5.44倍から増加し、政令市の中では12番目となっています。

次に8ページです。平成26年度末の普通会計の市債残高です。普通会計の市債残高について、普通会計の歳入総額に対する倍率や、経常一般財源に対する倍率を他の政令市と比較したものです。左のグラフが、歳入総額に対する市債残高倍率になります。新潟市は1.44倍と、前年度の1.37倍からやや悪化し、政令市の中では10番目となっています。また、右のグラフは経常一般財源に対する市債残高ですが、新潟市は3.12倍と、前年度の2.97倍からやや悪化し、政令市の中では12番目となっています。これらは、臨時財政対策債や合併建設計画事業の推進などにより残高が増加しているということが要因となっています。

次に9ページです。こちらは外郭団体の状況になります。一覧表ですが、新潟市が25%以上出資している法人の状況についてまとめたものです。このうち、市の債務保証のある法人については、一番上の土地開発公社のみとなっております。土地開発公社につきましては、用地取得事務の手数料収入や、保有土地の貸し付けなど、付帯事業の収益により、単年度利益が生じており、剰余金を20億円保有しております。また、借入金の残高が約100億円近くありますが、こちらは、今後の事業の進捗により市が取得する用地89億円、国が取得する事業用地が11億円となっている状況です。土地開発公社については、今後将来的には解散するという方向となっております。

続きまして、12ページをお開きください。こちらは一般会計の財政予測計画になります。この財政予測計画は、新たな総合計画である「にいがた未来ビジョン」を契機に、急激な人口減少、少子・超高齢社会を迎える中で、持続可能な財政運営を行うために、本年3月に策定したものです。試算の前提条件については、上の点線囲みの中に記載したとおりとなっております。合併建設計画事業が終了しましたので、今後は普通建設事業を縮減

し、持続可能な財政運営を行っていくというものです。

続きまして、13ページをご覧ください。新潟市の財政目標についてです。今ほどご説明しました財政予測計画を踏まえた、新潟市の財政目標になります。上の点のところは2つ記載してございますが、臨時財政対策債を除いたプライマリーバランスについて、平成28年度から収支均衡を図り、臨時財政対策債を除いた市債残高について、平成28年度から減少させることを目標としています。これらの財政目標を達成するために、投資的経費の厳正な事業選択や、より一層の事業見直し等により歳出削減を徹底するとともに、地域経済活性化に資する施策を充実させ、税源の涵養を図りながら歳入確保に努め、持続可能な財政運営を行っていく必要があると考えております。

最後に15ページをご覧ください。一般会計の市債残高と公債費等の推移と見通しになります。グラフですが、赤い折れ線グラフが各年度の市債発行額です。合併建設計画が終了したこともあり、平成25年度がピークとなり、今後は減少していくと見込んでおります。棒グラフは、市債残高になります。こちらは、平成28年度の5,735億円をピークに、平成29年度以降緩やかに減少する見込みとなっております。それから、青い折れ線グラフが公債費になります。こちらは合併建設計画の影響で、平成35年度まで緩やかに増加していきませんが、それ以降減少していくという見込みとなっております。

私からは以上です。

(古川会長)

それでは、意見交換に入ります前に、ただいまの説明について、ご質問等がございましたらお願いしたいと思います。

(宮澤茂委員)

細かい話になりますけども、何点か確認させていただきたいことがありますので、お願いします。

今日の冒頭、篠田市長のあいさつにもありましたが、今回、期末手当も賃金も引き上げということです。非常に結構なことですが、ちょっと残念なのは、1月の審議会の時に、実は昨年12月の議会で既に議員さんのほうからそんな話が出ていますと、そういうことを一言言っただけであれば、あれだけ冒頭に時間をかけたやり取りをしなくても済んだのになど。少し残念でございます。ぜひ、今後も話をさせていただくことがあると思いますので、まだ不確定だから話せないというものもあるでしょうけども、この会議で話を出しても支障がないものについては、皆さんが持っている情報について積極的に出していただければありがたいと思います。よろしくお願いします。

細かい話も含めて5点ほど確認させていただきたいと思います。ここでお問い合わせして、すぐに答えが出ないというものがありましたら、それはそれで結構ですので、お願いしたいと思います。

まず一つめ。今回、人事委員会の勧告がありました。勧告の概要ということで資料をいただいておりますけども、その中を見ますと、8級、9級というところについては高年齢層でもあるし、特定幹部職員という部分もあって引き上げ額は700円ということです。それに対して、市の給料表で言うと、1級、2級あたりだと思んですが、若年層、ここ

は手厚くということで、2,300円引き上げますということです。これをならして平均改定率は0.32%となっております。この中で、8級と9級を切り出し、この部分だけを見た場合は、どれくらいの改定率になるのか。8級9級と分けるのが難しいということであれば、9級だけの話でも結構です。9級のみ限定した場合、700円引き上げた分がおよそ何%くらいになるのか、お分かりでしたら教えていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

(職員課長)

給料表で比較する作業が出てきます。今日、その資料は持っていないため、よろしければ後日ということをお願いしたいと思います。

(宮澤茂委員)

わかりました。

2つ目です。一般職員については、期末手当と勤勉手当を支給しています。この勤勉手当の支給の趣旨を改めて教えていただけますでしょうか。

(職員課長)

勤勉手当につきましては、民間での支給が勤務実績に応じた査定で変動するということろがありますので、それに倣った形で設置された手当とご理解いただければと思います。

(宮澤茂委員)

3つ目です。一般職員と、いわゆる特定幹部職員と言われる理事、技監、区長、部長たちで、給与上区分されています。この特定幹部職員の方に支給される期末勤勉手当の合計の月数は同じですけれども、内訳をみると期末手当と勤勉手当に配分する月数が異なっていますよね。今、我々が見ているのは勧告後ですけども、勧告後の率で言うと、年間で一般職員の方が期末2.6か月に対して勤勉1.6か月、合計して4.2か月。一方で特定幹部職員は、期末分が2.2か月、勤勉分が2か月です。合計は4.2か月で一緒になります。特定幹部職員以外と特定幹部職員である各セクションの責任者の方たちとで、配分を別に行っている、これに理由があれば教えていただけますか。

(職員課長)

特定幹部職員につきましては、市政に関与する部分に重大な決定をする場面が多い職ということで、期末という一律の支給ではなく、勤務実績というものをより色濃く給与に反映させる目的で期末手当の月数を減らし、勤務成績に応じて支給する勤勉手当によりシフトして支給するという考え方です。幹部職員ですから、勤勉手当の月数をより多く反映させて、勤務実績をより重視して支給していこうという考え方からこうなったということでございます。

(宮澤茂委員)

わかりました。

(古川会長)

ちょっとよろしいでしょうか。この会議は、諮問があったことについて答申するというのが目的でございます。端的に言えば、報酬あるいは期末手当を市長、副市長、議長、副議長、議員のそれぞれについて、改定する必要があるかないかということで、その議論に資するための質問に限定していただきたい。と言いますのは、ここで議論する時間が限られているものですから。議事の進行の予定としては、11時半くらいまで議論させていただいて、半を過ぎましたらそれぞれの委員ごとからお考えを伺っていきたいと思っております。そうすると、意見交換の時間は30分しかないということになります。ですので、その観点からご質問をお願いしたいと思います。

(宮澤茂委員)

わかりました。あと2点で終わりますので。

4点目です。特別職と議員については、期末手当のみの支給で、現行3.1か月です。今ほど確認させていただいた、特定幹部職員の方の期末手当は2.2か月となっています。こうして期末手当だけに着目して見ると、幹部職員の2.2か月に比べて、特別職や議員の3.1か月というのはちょっと多いかなという感じがしますが、これはどういう経緯なのかお分かりになりますか。

(職員課長)

特別職については、そもそも勤勉手当という概念がないということで、期末手当のみの支給を従来から行っております。以前は、一般職の期末手当と特別職の期末手当は同じ月数になっていましたけども、勤勉手当の特定幹部への支給等を鑑みまして、国のほうが期末手当の支給月数を一般職より少し上げて改正してきたという経緯がございまして、本市もそれにならって期末手当の月数を定めてきて、現行の数字になっております。なぜ一般職の月数と特別職の月数が異なってきたかということについては、もう少し昔にさかのぼって調べてみないと即答はできないという状況です。ですので、また後ほどということでご容赦いただきたいと思っております。

(宮澤茂委員)

最後です。特別職や議員に対する期末手当の算定については、給料と報酬月額にいきなり月数をかけるわけではなく、2割の加算をしたうえで月数をかけておられますね。先ほどの説明で、これはいわゆる一般職の給料表の役職加算に当たる20%と同じにしていますということでした。ただ、考えようによっては、あえてそこで加算する必要があるのかと、特別職の職務の重要性や、期待される内容などもあります。計算の過程で加算するのではなく、月数で考慮するというような方法もあったかと思っております。あえて一般職にならう形で加算しているというのには、なにか理由がおありでしょうか。

(職員課長)

支給月数に加算するという考えのところもあります。例えば浜松市の月数では役職加算がゼロになっています。従来から支給月数については、一般職や国の特別職と合わせてき

た中で役職加算という制度ができ、それについては特別職にも反映させようということで、この制度ができたのが平成の前半だったと思いますけども、その時から現行の形になっています。いずれにせよ、今回の審議会においては、期末手当が審議対象になったということです。そのあたりもどうあるべきかという議論は審議会の中でなされて、その結果として例えば月数に反映すべきだとなれば、その方向で条例改正ということも可能かと思えます。

(宮澤茂委員)

ありがとうございました。

(古川会長)

ほかにご質問ございますか。

(岩橋委員)

財務関係のカラーの資料3ページ、下の表ですね。人件費の25年度実績に対して、26年度実績ですね。そして、27年度の計画が517億円ということで資料に載っています。このところ、人件費や職員の削減がもうそろそろ限度に来ているのかなという感じもしております。その辺について、簡単で結構ですので、ひとつお聞きしたいと思います。

それと連動しまして、右から3つ目の物件費ですが、このところこれがコンスタントに上がっております。これは、非正規職員等の方が4,000人強を超えているということもありそのためかと推測しておりますが、物件費については、直接的な人件費にあたる部分と物件費とをある程度区分けして見ることができるかどうか、この2点をお尋ねしたいと思います。

(職員課長)

私から人件費のお話をさせていただきます。実は、平成25年度につきましては、3か月だけですが国の減額措置にあわせ、本市でも1月から3月まで減額措置をさせていただいています。その影響で、平成25年度の人件費は少なくなっているということです。平成26年度は、人事委員会勧告の引き上げがあったということと、給与減額も終了して4月からは平常に戻っているということで、それらの影響で平成26年度はプラスになっています。この差額については、そのようにご理解いただければと思います。

(財務課資金室長)

物件費が増えている要因としては、合併建設計画で新しい施設がたくさん出来ており、そのため物件費が増えている傾向にあります。その他としましては、予防接種などの制度も拡充されてきているということで、こちらが物件費の中に入ってきております。人件費にあたる部分との区分けはありません。

(総務部長)

ご指摘の臨時・非常勤職員が多くなっているというのも、その通りだと思います。人員

に関しては、行革プラン2013の中で、一定程度削減するという目標を立てて削減してきました。ただ、今年度から始めている行革プラン2015では、人員削減は現状が精一杯だろうということで目標を定めませんでした。削減が限界に達してきているのではないかという認識で、今年度からの行革プランでは、人員についてはとりあえず目標を定めず、2年後に中間状況としてもう一回確認してみましようということで、今は削減を一旦止めております。

(岩橋委員)

わかりました。財務の関係で、合併建設計画で色々と施設ができましたと言われました。これの維持管理というのは、それも物件費に入るのですか。それと、老朽化したインフラ整備などもこちらに入りますか。

(財務課資金室長)

維持管理は物件費、インフラ整備は普通建設事業に入っております。

(岩橋委員)

わかりました。十分理解できていない部分もありますが、とりあえずそれで結構です。

(古川会長)

ほかに、ございますか。

(上村委員)

資料3の15ページについてお伺いさせていただきます。市長、副市長の年収に関するところですが、聞き逃しておりましたら申し訳ありませんが、地域手当は新潟市でも支給対象になったというご説明がありましたけれども、なぜ特別職には地域手当を支給していないのか、理由がありましたら教えてください。

それともう1点。その他の政令指定都市で、地域手当を支給していない市がいくつかございます。千葉についてはご説明いただきましたが、その他の地域手当を支給していない地域について、ご存じのことがありましたら教えていただければと思います。

(職員課長)

現在、地域手当の支給のない政令市は熊本市1市であります。特別職については、地域手当を算定して別途加算するかどうか、あるいは報酬の中にそれを含んでいるということで特別職にはあえて支給しないというところで、考え方が異なっております。0%のところは、千葉市のような形で地域手当を本俸に組み入れるという形でやっているところが何市かございます。本市は3%が最終段階ですが、現在、一般職には1%で支給されており、段階的に3年間かけて3%まで引き上げていくという経過措置の最中でございます。この地域手当をどう扱うかということも、本俸との関係がございまして、審議会の中でどうするかという議論が将来的には出てくる可能性があるかなという思いはあります。

(上村委員)

市長，副市長についてはゼロのまま，一般職の方は1%ということですね。
わかりました。ありがとうございました。

(古川会長)

ほかにご質問ございますか。

それでは意見交換に入りたいと思います。何かございますか。この諮問に対する答申ということで，意見交換を行いたいと思います。

(総務部長)

今，一般職のプラス改定勧告が出ているわけですが，実は，一般職の改定がどのように行われるのか，スケジュール的にまだ見えない部分がありますので，少しご説明いたします。

一般職の俸給については，国の給与との均衡原則がありまして，国家公務員の給与支払いの根拠となる給与法の改定を見てから，私どもの改定を行っています。10月に人事委員会から勧告があつて，給与法の改定を見ながら12月議会で条例改正案を提案していくのが一般的ですが，国が臨時国会を開く開かないということでもめている状況ですので，場合によっては給与法の改正が年を越すのではないかと。それを見ながら，12月議会で給与条例改正案を出すか出さないか，首長側の判断になってきている状況です。

様々な判断があると思いますが，本市の人事委員会から勧告を受けているのに，国の改定の遅れを理由に本市の一般職の改定を行わないということでもいいのかどうかということが一点。一方，均衡の原則という地方公務員法の理由もあるため，改定をもう少し待ってみてはという意見もあります。

特別職についても，据え置きなら別ですが，改定する場合には一般職の改定とのバランスも見なければなりませんので，今回の答申に関しては，そのあたりの状況もご考慮いただきながらということで，参考までにお話をさせていただきました。

(古川会長)

そうすると，仮にこの審議会で増額改定の方向に進むという結論が出たとしますと，その実施時期もこの審議会において審議しなければならないということでしょうか。

(総務部長)

そういうことになります。

(古川会長)

わかりました。ほかにも，意見交換ですので，どなたでも何かあれば。

(岩橋委員)

意見交換ということで，皆さんのお考えも聞きたいと思います。

確かに，新潟市は市長を含め，議員もかなり低いランクになっているというのは事実で

ございます。その背景には様々な要因がありますけども、ちょっと皆さんのご意見をお聞きしたいのは、議員さんの報酬には較差がある。他都市と比べて、1割、それ以上の較差がある。60%台とか、70%に満たないというような。例えば、最初に頂いた資料の9ページに出ておりますけども、この辺も少し較差がありすぎるのではないかなということをお前の会議でも申し上げて、将来的に何らかの形で見直す必要があるのではないかと考えております。

ただ、議員定数が減ったからどうかと、こういうことではありません。報酬額のベースそのものの見直しです。また、先ほど説明にありました議会基本条例、これを制定して議会改革もやっていますということですが、この程度のことは政令市をはじめ、一般の市でもほとんどやっていることです。ですから、これをあまりプラス要因には考えたくないと思っております。報酬額のベースそのものが1割以上も違うのはいかがなものかと、そのように思っておりますが、いかがでしょうか。

(古川会長)

今、岩橋委員から意見が出されましたので、それに関連してですが、新潟市民一人あたりの報酬負担額、つまり、議員の数に対して市民一人あたりいくらの報酬額を負担しているかという表が資料の19ページにあったかと思えます。これを見ますと、市議会の定数が51人、市民一人あたりの報酬負担額は657円。この657円というのは、19市の単純平均が656円ですから、その平均を1円上回っている。ですから、市民1人あたりの負担額でいうと、決して低い位置にあるわけではないと。この点の関係では、どういったご意見をお持ちでしょうか。

(岩橋委員)

個人的には、議員定数が56名から51名になった時に、議員一人が抱える市民の数が1万5000人くらいになりました。定数を減らす前は1万4000人くらいだったわけです。やはり、市民の意見をできる限り吸い上げるとか、一方で効率を求めていくという面から言えば、2万人に1名くらいがいいのではないかと。2万人くらいとなりますと、千葉市あたりでしょうかね。新潟市に当てはめると人口が約80万人ですから、単純にいくと議員定数は40名という形になるかと思えます。確かに、議員は一般職員と比べれば倍近い報酬をいただいておりますが、あまりにも低いのかなと。それと同時に、もっとたくさんの仕事をしていただきたいという期待も持っているところです。

(古川会長)

ほかにご意見ございますか。

(宮澤茂委員)

昨年度の審議会でも話題になったと思いますが、月額報酬それぞれの議論も大事だけれども、市長、副市長あるいは議員に対して、これくらいの仕事をやってもらうということを期待しているから、これくらい報酬でお出しすると、総額で見ていくべきじゃないかという議論があったかと思えます。今回、今日を含めて何回かの審議会でも最終的な結論を出

すわけですが、いつかの機会にそもそも論というか、そういう形の議論もしないといけないのではないかと思います。月額が低いからどうだとか、あるいは期末手当がどうだとか一つずつ拾い上げてばかりやっていると、なかなか全体が見えてこないのではないかと思います。

例えば、熊本市の話が先ほどの説明でもありましたが、熊本市は今年の4月に改定をして、その結果、新潟市の全体順位が一つ下がっているというのがあります。見ていただくとわかるように、熊本市の場合だと月々の報酬は改定前に比べると数万レベルで上げています。それにはそれだけの理由があって、ある程度そういう全体を見た議論をした中で、退職金の率まで含めて見直しをかけているわけですね。結果として、月額は新潟市とそれほど差がないように見えるけども、年収総額では40万くらいの差が出てきている。これも年収レベルですので、退職金まで見るとどうかはわかりませんが。ですから、今回これから議論を進めていくうえで、先ほど地域手当の話も出ましたが、時間的な余裕があるかどうかもあります。そういうものも含めて議論を進めるのか、それとも全体的な議論はいずれするとして、今回は人勧というものが一つあるのだから、それを一つの契機として議論していくのか、そういう方向性をまず決めていただけたらいいのかなという気がするのですが、いかがでしょうか。

(岩橋委員)

確におっしゃられるとおりでして、様々な角度からの資料が必要だと思います。今まで出された資料のほかに、例えば年間の新潟市予算に対して議会にかかる費用がどれだけのものかというような見方もあるかと思います。これでいきますと平均はたしか5%くらいだったと思いますが、新潟市の場合は非常に低くて、4%くらいのウェイトで議会の経費を使っている。そのあたりも将来的に含めて議論していただければいいのではと思っております。

(古川会長)

たしか前にも申し上げたかと思いますが、これは特別職の報酬の本質をどのように捉えるかという議論とも結びついてきていて、非常に難しい議論が予想されるわけです。

ただ、この審議会はまず、諮問されたことに答申をしていくというのが至上命令ですので、答申を抜きにして一般論的な議論を重ねるわけにはいかない。まず、意見の中に本質的な部分についての委員の方々の考え方も織り込んで、結論として今回の諮問についてはどう答えるべきかというあたりで意見表明をお願いしたいと思います。この中にあるのは、市長、副市長の報酬と期末手当、それから議長、副議長の報酬と期末手当、最後に議員の報酬と期末手当。分類すると6つに区分けされるわけですが、そのそれぞれについて、どうするかという答申を上げなければなりませんので、そこを意識して意見交換をしていただきたいと思います。

今、岩橋委員からは、議員の報酬を中心に意見が出されました。市長、副市長の報酬と期末手当、それから議長、副議長の報酬と期末手当、それぞれに分類した場合には、どういったご意見をお持ちでしょうか。

(岩橋委員)

私としては、今のところは議員の分だけです。

(柴田委員)

これまで長く委員を務めさせていただきましたが、その間にも、特段、市長をはじめとした特別職のみなさんの報酬を非常に大きくダウンさせるような事件やアクシデントは無かったと思います。ですが、こうして他都市と比較してみますと最下位となっている。これは一体何でなんだろうと考えました。これを上げていこうと考えるなら、少しずつ積み上げていくという努力が必要ではないかと考えています。

それからもうひとつ、なぜ最下位であるということにこだわるかと言うと、新潟市の財務状況は良いとは言えませんが、決して悪いわけではありません。色々な数値を見ているとその努力が見えてくるわけですので、その努力に対しての報酬をと考えますと、市長をはじめ特別職の皆さんの努力に対する市民の評価という点で、上げる努力をすべきではないかというように考えます。

(宮澤茂委員)

私も基本的には、現在の市の特別職の待遇というのは非常に低いだらうという気がします。その一番の原因は、やはり業務の質的な転換があったにもかかわらず、政令市になった時にきちんとした見直しをしてこなかったから、次に見直しをする名目が立たないというか、そこが一番の原因ではないかという気がしています。

それはそれとして、現実問題として、これまで一つの“ものさし”としてきた勧告があった時にも、上げるときはそのまま、下げるときは下げてきたという経緯もありました。ですので、今回は少なくとも月額の部分に関しては、今回の勧告に出てきているところを最低ラインとして、できれば過去の改定の積み残しというか、その部分も含めて増額改定をしてもよろしいのではないかと。

期末手当は、勧告の中に民間の支給割合を考慮して0.1月分上げるけれども、これは一般職は勤勉手当に配分するという内容ですので、特別職や議員の期末手当については、勤勉という部分がありあまり考慮されていない形での体系になっているということでもありますから、上げるべきだと言っておきながら据え置きを支持するような話になりますけれども、期末手当については現行通りというのが私の基本的な考え方です。

(古川会長)

確かに、政令市20市の中で最下位というのは衝撃的な事実ではありますけれども、それをどのようにとらえるかということでもあろうかと思えます。

(牧野委員)

ずっと据え置いてきたわけですから、その据え置いた結果がこの20市の中で最下位になっているという状況ですよね。最下位がいいとか悪いとかいう話ではありませんが、額は別途検討するにしても、そろそろ今回だけは引き上げ答申をするべきだろうと、個人的には思っております。

(古川会長)

基本引上げ、という意見が相次いでいますが、他にございますか。

最終的には皆さん方の意見を集約するために、それぞれの委員から個別に意見を伺いますが、自分の意見を整理するうえで他の委員の意見を伺うというのもまた役に立ちますので、どうでしょうか。

上村委員、何かございませんか。

(上村委員)

私も、今回引き上げという方向でよろしいのではないかと思います。総合考慮ですので、一言で理由をとというのは難しいですけれども、まず引き上げ勧告があったということ。これも本市の議会でどうなるかという問題がありますが。それから先ほどから話が出ておりますが、数年来引き上げがなされなかったということ。それから他政令市との比較。また、景気も若干上向きになっているということなどを合わせて考えますと、今回は引き上げという方向でよいのではないかと、私個人は思っております。

(岩橋委員)

ちょっと確認させてください。期末手当が3.1か月になった時に、年間ベースで言うと市長なら20万9000円ほど上がりましたよね。例えば、資料3の6ページです。副市長から議長まで、年収ベースにしますと1.16%くらいでしょうか、年収は上がっています。このあたりも認識しておかなければならないと考えます。

(古川会長)

期末手当は基本的に月数で計算されますから、報酬が上がれば自動的に期末手当も上がってくるという理解でよろしいでしょうか。

(職員課長)

そういうことです。

(古川会長)

それでは、この審議会のテーマは、市長、副市長というグループ、議長、副議長というグループ、そして議員というグループの3グループあります。そのそれぞれについて、報酬と期末手当をどうするかという諮問がされているわけですね。今、事務局から回答がありましたように、報酬を上げるということになると、期末手当はその報酬に対しての率で計算されるわけですから、自動的に期末手当の金額も増えるということになっております。ですので、期末手当についてだけ計算方法を変えるということをしなくても、増額になるわけですね。まだ分類できる状況ではないという委員もいらっしゃると思いますが、そのあたりも踏まえて、増額改定に進むべきだという程度のものでも結構ですので、それぞれについて委員のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

まず、岩橋委員、いかがでしょう。

(岩橋委員)

まだ全項目まともってはいませんが、結論から申し上げますと、今期は据え置きと考えています。

(古川会長)

それは、すべてについてですか。議員も含めて。

(岩橋委員)

そうです。先ほど皆さんにもご意見を伺ったわけですが、一般の議員の方々にもあまりにも格差があるということ、これはやはり将来的に別に議論をしていきたいということをお願いしたいと思います。

据え置きとした理由については、ここ4年間を見ていますと、経常収支率だとか財政力指数等については、あまり改善が見られていないということ。それから、基金もどんどん減っています。また、税収が上がっておらず、つまり新潟市の市民が満足した生活を得られるような所得が上がっていない、当市の年間予算の中で市税として入ってくるのが全体の約32%のところ、他都市は40%台で、それだけ市民の所得が少ないことの現れだと思っております。それから他都市の検討状況、審議会を開かない、やっている、やる予定がないということを先ほど説明していただきましたけども、そのあたりも含めまして、今期は据え置きとしたい。

様々なデータを見ますと、平成27年度から28年度にかけて、黒字転換するとか、借金も減っていきますとか、基金も増えていきますとか、そのような資料が出ております。ただ、昨年の資料と今年の資料を比べると、たとえば基金残高も予定より減っています。1年経っても計画通りになっていないという部分があり、非常に不透明です。それと、今年の計画から30年先の計画まで出ていますが、大体、所得が1.6%増となることのみでみると。本当にそれだけの所得増加が得られるかというのも疑問です。また、今年の春ですか、財政部から出された財政白書を見ましても、老朽化したインフラ整備や合併建設計画で作った立派な建物の維持管理にも費用がかかる、市民の方に我慢してくださいというようなことも出ております。そういうことからすれば、改定はもう一年我慢していただいて、先が見えた平成28年度、ここで次のステップに向かっていきたいという考え方で、従って据え置きとしました。

(上村委員)

個別の問題につきましてはあまり詳細な検討はしておりませんが、先ほど申し上げましたとおり、おおむね引き上げ方向というかたちでございます。いくつか理由を加えますと、例えば市民一人あたりの議員報酬の額が657円ということで、必ずしも低いわけではないですよ。たしか12位とか16位とかいうような報告があったかと思えます。そのあたりは懸念材料ではありますが、歳入についても増加傾向にあることや、合併建設計画が終了して歳出も減るような傾向にあるという先の見通しも含めて考えますと、引き上げという方向でよろしいのではないかと今のところは考えています。

(小室委員)

まだ考えがまとまってはいませんが、据え置きかと考えます。政令市20市の中で一番低いというのは残念ではありますが、市民の負担を考えると決して低くはないと。市民感情として、引き上げるのはどうなんだろうかというところがあります。民間の方々の給料が他都市と比べた時にどうなのかということを見ると、新潟市はあまり高いわけではないのではないかとということもあるので。議員が20位だから上げなければということでもないのかなと思います。

(柴田委員)

私も、先ほど申し上げた方向で進めていけたらいいなと思っているところです。もう一つは、やはり皆様ご指摘のとおり、これまで据え置きがずっと続いてきて、こういう状況が発生したということで、どこかで変えていきたいものだと思うわけで、それが今年なのだろうと思っておりますが、施策そのものの評価を私がまだできておりませんので、その結果があまり芳しくないという評価については、なるほどとうなずきました。

先日の新聞で、新潟市の企業の利益が増えて税収が高まっているという話もあって、景況については私が思うよりもいいのだなという感触も得ておりましたので、やはりこの時期に少しでも上げたい、20位という順位がどうということではないのですが、やはりそれも一つの評価と考えますと上げていきたいと、そのように思います。

(宮澤茂委員)

先ほど申し上げましたように、過去に政令市となる大きな節目があったにもかかわらず、そこできちんと手当てしてこなかったというのが大きな要因でもあるし、勧告で一般職が上がった時には据え置き、下がった時には下げるというやり方、この2つの要因で現在の状態になっているような気がします。横並び意識があるわけではありませんが、やはり、これだけの市を切り盛りしていくということに対しては、それなりのものをお支払いするというのがひとつの筋だと思います。それをきちんとやった上で、批判するものは批判していけばいいと思っています。

先ほど岩橋さんは、時期が時期でもあるし、財政状況等も加味するとタイミング的なものも含め据え置きとおっしゃっておりました。それも理解はできますが、そういうことが毎年積み重なると、見直しをしようにも議論の幅が大きくなりすぎて解消できなくなるという懸念もあります。ですから、岩橋さんのご意見も反映するのであれば、例えば一つのやり方として、本来ならこれだけ改定するのが妥当だと思うけれども、今言ったような状況を踏まえ今回はこれくらいの形で改定をするのが妥当だと、そのようなやり方もあると思います。

(古川会長)

小幅な上げを重ねるというような。

(宮澤茂委員)

本来ならばこれくらいが妥当だと考えるけども、一気に上げていくというのも諸般の事

情を考えれば難しいので、今回は、本来考える中の「これくらい」というやり方もあるのではないかと。その改定は、基本的には月額部分でやりたい。期末手当の支給月数の見直しは、先ほど言ったような理由もありますので、据え置く方向で考えています。

(牧野委員)

先ほど言ったように、7ページの表を見てみますと、平成10年から17年間にわたり、減額あっても増額したことは一回もないわけですね。一般職は増額してもこちらは増額していない。心情的な問題と言われるかもしれませんが、そろそろ増額改定の息吹を持ちましょうよという意見です。

(前川委員)

こういう審議会にお話を聞くことに慣れていない状況ですが、ただ市民感情として、改定をする方向にこの何年来してこなかったということについては、徐々にでも引き上げていって、他の政令市と差がなくなるようにするべきではないかと思います。合併の関係についても落ち着いてきたということで、さらなる発展という意味も込めて、改定には賛成です。

ただ、時期的なものを考えると、今市民の中ではBRT等の問題で、周りの方から市政に対しては厳しい声も聞いていますので、段階的な改定というのも良い案なのではないかと思います。

(古川会長)

そうすると、この段階ではまだ意見の集約とはいきませんが、改定を目指すという形での意見が多かったですね。ただ、その実施時期を巡って、岩橋委員からは次年度以降にやるべきだと、改定を目指す方向は同じですが、実施時期をどうするかという問題で、据え置きという意見が出されました。

今日、さらに議論を詰めて、増額改定をするかしないかの結論を出すというのは無理だと思うのですが、意見の多くは増額改定の方向へ向かうべきだという意見が出されました。

次回は、仮に増額改定の方向に向かうとしても、誰の報酬を増額するのか。前川委員から話があったように、市政の運営を巡ってはBRTのような批判的な意見も多く出されている時期ですから、そういうことを考えると市長、副市長について、この時期に増額改定を行うことが市民の了解を得られるだろうかという意見もございました。次回は、個別の面での対応の仕方について、さらに議論を深めていきたいと思います。

本日はこの程度で審議を終わりたいと思います。事務局の方に戻しますので、よろしくお祈りします。

(職員課長)

次回ですけれども、引き上げの方向でということで、皆さん方から資料的なものを用意してほしいということがあれば、次回までに整えたいと考えます。ですので、どの程度の資料が必要なのかというところで、少しご意見を頂戴できればと。準備もしやすくなりますので。

(牧野委員)

平成8年とか9年ごろの他市との比較は出ませんか。この辺が転機になっていると思うのですよね。平成8年、9年は増額で、そこからはずっと据え置きか減額で、一般職が上がっても据え置きというかたちでしたので。この時との比較が出せればなど。

(古川会長)

その頃どういった議論がされたかということですか。

(牧野委員)

いや、他市との比較です。その時、新潟市がどういう位置にいたか。

(職員課長)

その当時は中核市でしたので、資料的には中核市との比較になっているかと思います。政令市は平成19年からでございますので。

(牧野委員)

政令市になっても、中核市のころの水準に戻っていないんですね。

(職員課長)

おそらくこの頃は、中核市との比較で議論がなされていたのだろうと。今の段階では推測ですが。

(牧野委員)

今の政令市との比較でいいですよ。その当時は政令市になっていないところもあるわけですから。

(職員課長)

そうですね。おそらく、私どもと同じ時期に政令市になっている市は全て中核市だと思いますので。類似都市との比較であれば、状況として比較はできるかと思います。

(牧野委員)

私の判断基準として、その当時上位にいたなら、まあ据え置きでもいいかなと思うのですが、その時も下位だったということならどうかと。

(岩橋委員)

先ほどから言っています議員報酬で、一般議員報酬が低い、格差があるという現状ですから、例えば今の北区の豊栄市や、秋葉区の新津市にも議会があったわけで、合併した時にその時の議員の方々が、その時の議員報酬がどの程度のものだったのか。大幅に上がった方もいるし、そんなに上がらなかった方もいるだろうし。新潟市に合わせたということで、大体の方は上がったと思いますが、そのあたりがやはり置いてきぼりにされてきた一

つの要因ではないかなと推測しています。直接の資料にはならないのですが、参考のためにその当時の資料が出ますか。

(職員課長)

合併前の市町村の状況ということですね。

(岩橋委員)

そうですね。ある意味では合併による調整ですよ。どこに合わせるかと。そのあたりも背景にあるのかということ。難しかったら結構ですが、出せるようであればお願いします。

(宮澤茂委員)

できればよいのですが、政令市になってどれくらい事務量が増えたとか、私も前回調べてはありますが、細かいところは必要ありませんけれども、こんな仕事の中核市のころはなかったけど、政令市になって増えたというようなものについて、対外的にぱっと説明できるようなものがあれば、いくつか整理していただければなというのが一つ。

それから、政令市に移行した時に報酬改定をしている市がどれくらいあるのか。最後にどういう形であれ、改定した時に月額分だけでなく年収でどうなるか。これくらい上げたら年収はこれくらい増えますと、そのような形を出してもらうことはできますか。

(総務部長)

試算ということですか。

(宮澤茂委員)

例えば、1%改定しなのならどのくらい、1000円だったらどのくらいと、年収でどれくらい反映されるのか。できれば退職金まで含めて、別枠でやってもらうとありがたいです。退職金は一期ごとに支払われるわけですよ。

(総務部長)

市長、副市長の二役はそうですね。

(宮澤茂委員)

熊本市なんかは、そこまで見たうえで今年の4月に答申を出していますね。

(総務部長)

現市長は、退職手当は半分返上するというかたちで条例改正しています。

(宮澤茂委員)

無理にとは言いませんので、あくまで希望ということで。政令市移行時に報酬改定をしているかどうかについても、最近のものだけでいいです。

(職員課長)

堺市とか浜松市とか。そういう感じですね。

(柴田委員)

たいへん難しいことかなとも思うのですが。前に、議員の報酬を上げるという時に、議員の日々の動きがわからないと、どれくらい公的な役割に貢献しているのかがなかなか見えないということがあったと思います。こちらの資料には、公式の委員会その他の時間は入っているのですが、それ以外の時間は見えないですかね。ちょっと難しいでしょうか。

(総務部長)

議員の日常の活動に関しては、把握はできておりません。議長、副議長に関しては公務がありますので、催事があれば市長と並んでテープカットを行ったりしていますので、拘束時間はそれなりにあるものと思います。

先ほどの資料27ページですか、副議長は140日くらいですが、議長に関しては235日で、ほぼ副市長と同じくらい拘束されている状況です。ほぼ毎日、この2人はこの庁舎に来ていますので。フルタイムではありませんが、そういったところで確認はできますが、一般の議員に関しては、議会活動以外ではそれぞれ地域で活動されているので、ちょっと難しいかと思います。

(柴田委員)

わかりました。

(宮澤茂委員)

議案審査の日数は把握できますよね。資料に出されている部分だけではなくて、招集されて議案説明があって、すぐ審議に入るわけではなくて、何日か審査の日を置きますよね。会期の中に。

(総務部長)

そうすると、本会議の一般質問や代表質問とか、各委員会での審査日とか。

(宮澤茂委員)

そういった見える形での審査日ではなくて、招集した本会議に議案が上程されて、その後すぐ一般質問に入るわけではなく、何日か審査日を置きますよね。その日数をカウントすれば、もう少し多くなりませんか。

(総務部長)

もう少し多くなると思います。通常は招集日があると、次の日が一般質問等の通告日で、その次の日が議事整理で執行部とやり取りがありますので。資料にあるのは、議会への出席を求められている日数ですので、それらをカウントすればもう少しは多くなると思います。

(宮澤茂委員)

それも会期に入っている日数ですよ。実際、議員というのは委員会や本会議でしゃべっているのは水面上の話であって、それ以前の水面下が難儀なんですよ。正直な話をしますと、私も今回これをいただいて一週間以上考えています。色々と過去を調べたり、他の市でどうやっているか調べたりして。ですから、議員はそれ以上に見えないところでやっているはずで、それは柴田委員もおっしゃっていますが、把握していないとおっしゃるけども、公式の日程の中で明らかに議案審査日とかがあるわけじゃないですか。そういうものを調べれば、議員の実際の姿が出てくるわけです。

(総務部長)

通常であれば、会期の招集日から議決日まで、一応カウントはできるかというのがあります。ですが、その中にも議事整理日とか色々ありまして、実際にこちらに来ている人もいますし、地元で活動される人もいます。

(宮澤茂委員)

そうすれば実際の議員の活動の姿が見えるということで、それについては把握していない、難しいというのもわかりますけれども、その中で無理のない範囲でできるものとするれば、今申し上げたようなかたちになるのかなと思っています。

(岩橋委員)

その点ですが、先ほど議会改革の進み具合をプリントしていただきました。その中で、議員間討議というのがあり条例にうたっているのですが、これがまだ十分実施されていません。これが他都市で進んでいる議会との違いというわけです。議員間討議を条例の通りやれば、例えばBRTについて議論しようとなれば市民もそこに参加できますし、傍聴もできるしという仕組みとなるわけです。ですから、こういうことがなされていないので市民から活動がよく見えないのです。

よって、議会の報酬を考えた時に、その仕組みなど改革も含めて議論しなければいけないのではないかと。ちなみに会津若松市は、新潟市と同じようなカウントをして当市が110日程度の公務日数に対し140日行っています。議員間討議がかなり多いのです。そういうことで、条例の理念にうたっていますとおり、市民に見える議会、市民参加の議会をやっているわけです。新潟市の条例にもそれは書いてあるのですが、それがなかなか実施されていないというのが現状です。今のように議会がどのような仕事をしているのかという疑問は、大半の方が持っていると思います。これを明らかにすることによって、議員報酬を上げられるという下地はできるのではないかと思います。

(古川会長)

ちょうど時間となりましたので、本日の議論はこの辺で終わりにしたいと思います。

(職員課長補佐)

皆様、どうもありがとうございました。次回の日程につきましては、11月5日木曜日、

午後2時半から、本日と同じこの第4委員会室で開催いたします。どうぞよろしくお願
いたします。以上で本日の審議会を終了いたします。ありがとうございました。

【 終 了 】